

鹿児島県特別支援教育就学奨励費支給要綱

(通則)

第1条 鹿児島県(以下「県」という。)が支給する特別支援教育就学奨励費の取扱いについては、別に定めがあるものを除くほかこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校等への就学の特殊事情に鑑み、県が特別支援学校等へ就学する幼児、児童又は生徒について必要な援助を行うことで、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(県が支給する経費及びその範囲)

第3条 県は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号。以下「法」という。)の規定に基づく経費のほか、法の趣旨に基づいて県が設置する特別支援学校(以下「県立特別支援学校」という。)に就学する幼児、児童若しくは生徒又は県が設置する中学校(以下「県立中学校」という。)の通常の学級に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒(以下「児童等」という。)の保護者(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、県立特別支援学校又は県立中学校への就学のために必要な経費を支給する。
2 県が支給する経費は、法第2条及び国が定める特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費等補助金交付要綱に規定する経費とする。

(保護者が提出する書類)

第4条 児童等の保護者は、毎年度、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(第1号様式。以下「収入額・需要額調書」という。)を、就学する学校の校長に提出しなければならない。ただし、児童又は生徒が児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学奨励に係る措置費又は療育の給付を受けている場合は、この限りではない。
2 収入額・需要額調書には、世帯の収入額が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令(昭和29年政令第157号)第2条第3号に該当すると自ら認め、受給を辞退する場合を除き、所得証明書(第2号様式)又は収入に関する市町村の証明書¹を添付しなければならない。なお、生活保護法(昭和25年法律144号)第6条第2項に規定する要保護者である児童等の保護者は、所得証明書等に代え、保健福祉事務所長等の発行する生活保護受給証明を添付しなければならない。

(支弁区分の決定)

第5条 県立特別支援学校又は県立中学校の校長は、前条第1項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を調査の上、鹿児島県教育委員会(以下「県教委」という。)に提出しなければならない。

2 県教委は、前項の規定により収入額・需要額調書の提出があったときは、その内容を審査の上、支弁区分を決定し、特別支援教育就学奨励費支弁段階決定調書(第3号様式)により校長に通知する。

(保護者への通知等)

第6条 校長は、前条の規定により支弁区分が通知されたときは、就学奨励費支弁段階決定通知書(第4号様式)により支弁区分を保護者に通知しなければならない。

(保護者の届出の義務)

第7条 経費の支給を受けている保護者は、年度途中において次に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、その旨を校長に届け出なければならない。
(1) 保護者が住所を変更したとき。
(2) 通学又は帰省の方法、経路を変更したとき。
(3) 保護者が通学又は帰省の付添いを開始又は中止したとき。

(年度途中における支弁区分の変更)

第8条 年度途中において次に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったときは、支弁区分を変更する。
(1) 第5条に基づく支弁区分が第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分である保護者が、生活保護法による生活保護を受けるに至ったとき。
(2) 保護者の死亡等によって経済負担能力が著しく変わり、特に支弁区分を変更する必要があると認められるとき。
2 前項に掲げる支弁区分の変更については、第4条から第6条までの規定に準じて行うものとする。

(支給予定額の増減)

第9条 第7条及び前条又は児童等の転出入等により、支給予定額について増額又は減額をする必要が生じたときの取扱いについては、第6条の規定に準じて行うものとする。

(経費の支給方法)

第10条 校長は、「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編)」に基づき、各経費の支給額を算定し、現金、現物又は振込みにより、速やかに、保護者等へ支給しなければならない。この場合、少なくとも各学期において1回(年間3回)の支給を行うよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。